平成２７年（フ）第１０９６号
大阪府松原市天美北７丁目９番17―105号
債務者　岡山めぐみ（旧姓濵邊）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
大阪府富田林市清水町３番11―1006号
債務者　西原　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
堺市堺区山本町２丁57番地32　黒崎ビル201号、営業所大阪市住吉区長居東４－２－20
債務者　麺屋壱こと　小浦　**聖**一
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
堺市堺区今池町３丁２番２―607号
債務者　松井冨美男
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
佐賀県鳥栖市江島町3199番地56
債務者　財津　理恵
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
北海道岩見沢市日の出南３丁目２番10号
債務者　佐々木和樹
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２１号
北海道帯広市柏林台南町４丁目１番地　柏林台南町団地９号棟912号室
債務者　藤倉　清美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
群馬県館林市西本町８番６号
債務者　中村　千明
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３５号
静岡県富士市船津472番地の１
債務者　秋山　英子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県小野市大島町1185番地の１
債務者　立岩　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２６号
奈良県大和郡山市今国府町113番地　サンライズ大和307号室
債務者　山田　幸二
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
奈良市西大寺赤田町２丁目１番４－Ｃ８号
債務者　大麻　晴孝
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
香川県高松市多肥上町1882番地23
債務者　吉田　　透
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
香川県丸亀市飯山町真時442番地７
債務者　上野　江美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３８号
沖縄県那覇市曙１丁目９番19号　又吉アパート205
債務者　糸数　寶孝
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４９号
沖縄県那覇市字安里405番地　パレスマンション305
債務者　山川　　和
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７号
愛知県豊橋市南島町２丁目78番地、住民票上の住所愛知県豊川市花井町５番地26
債務者　久我和加奈
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２７２号
横浜市青葉区千草台47番地１　ナイスパークステイツ藤が丘801号
債務者　廣瀬のぶ子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部